

大阪広域環境施設組合規則第4号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特別休暇) 第4条 条例第11条に規定する特別休暇は、 次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる期間又は時間を与えるものとする。 [(1)～(9) 略] (10) 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき <u>14日</u> を超えない範囲内で必要と認める期間 [(10の2)～(16) 略] (17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の <u>看護等</u> （負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、 <u>疾病</u> の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による <u>学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加を</u> する <u>こと</u> をいう。）のため	(特別休暇) 第4条 [同左] [(1)～(9) 同左] (10) 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき <u>7日</u> を超えない範囲内で必要と認める期間 [(10の2)～(16) 同左] (17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の <u>看護</u> （負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話 <u>又は疾病</u> の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話 <u>を行うこと</u> をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間 〔18〕 略 〔19〕 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあつては、6月1日から10月31日までの間）において5日を超えない範囲内で必要と認める期間 〔20〕 略 〔2〕 略	〔18〕 同左 〔19〕 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間 〔20〕 同左 〔2〕 同左
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の規則第4条第1項第19号の規定は、令和6年5月17日から適用する。
- この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の休暇に関する規則第4条第1項第10号の規定による特別休暇は、改正後の規則第4条第1項第10号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。